

新・技術士CPD活動に関する報告

2024年3月14日

公益社団法人 日本技術士会

新・技術士CPDに関する活動の経緯

◇大臣通知（令和3年4月26日文科科第65号）

CPD活動の実績の管理及び活動の実施主体は技術士会が適当

技術士会は以下の事務を行う

- ①CPDガイドラインの作成
- ②CPD記録の確認及び実績簿の作成
- ③CPD活動の普及啓発
- ④分科会へのCPD活動状況の報告

◇技術士法施行規則の一部改正（令和3年9月8日文部科学省令43号）

CPD活動の履行状況を公的に裏付ける等のため、施行規則14条を改正し、登録事項に資質の向上の取組状況を追加、技術士登録簿に資質向上の取組状況を記載



◇技術士会の実施体制：下記の組織設置

- ①技術士CPDセンター
- ②技術士CPD実績管理委員会
- ③CPD活動関係学協会連絡会



◇技術士会のアクション：会員、非会員に対して

- ①システム整備
- ②広報タスクフォース設置
- ③全国での説明会開催などの周知活動
- ④リーフレット作成
- ⑤広報ビデオ作成
- ⑥キャンペーン実施

技術士会の周知活動（例）

広報ビデオ（You Tube）

YouTube JP

技術士会

IPEJ 日本技術士会 IPEJ 日本技術士会

技術士CPDガイドブック（Ver.1.1）に基づく

**「技術士CPD活動実績の管理
及び活用制度」について**

公益社団法人 日本技術士会

0:03 / 26:37

【新・技術士CPD制度】～技術士CPD活動実績の管理及び活用制度～

502 views • Feb 24, 2022

👍 11 👎 DISLIKE ➦ SHARE ⬇️ DOWNLOAD ≡ SAVE ...

リーフレット

新・技術士CPD制度 技術士CPDガイドブック（要約版）

CPD活動実績の技術士登録簿への記載を制度化

技術士法施行規則の一部改正により、2021年9月から技術士CPD活動実績を技術士登録簿に記載できるように制度化されました。

CPD活動実績の3つの認定・公表制度もスタート

「基準CPD時間」、「推奨CPD時間」、「技術士（CPD認定）」の認定要件を達成した技術士の名簿をホームページに掲載することになりました。

経緯

- 日本技術士会では、2002年度より技術士CPD登録の受付・管理を実施しています。
- 技術士CPD活動実績の登録は、公共調達に関わる技術者の評価など、活用機会が増大しています。
- 文部科学省の科学技術・学術審議会第10期技術士分科会において「技術士のCPD活動の実績の管理及び活用を可能とする公的な仕組みの構築の必要について」提言がなされました。
- その実施に向けて2021年4月に大臣通知が発出され、技術士のCPD登録に係る公的な仕組みが示されるとともに、その事務を日本技術士会が担うことになりました。
- 9月には技術士法施行規則の一部改正が行われ、技術士登録簿の登録事項として資質向上の取組状況が追加され、技術士が希望するときは技術士CPD活動実績の記載ができるようになりました。

技術士CPD活動の目的

技術士資格は専門的学識、問題解決能力、マネジメント等の高度な資質能力を保証するものです。技術士のCPD活動は、資格取得後もその資質能力を維持するとともに向上させることを目的としています。

技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）

技術士は「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」といった7つの資質能力を最低限備えなければなりません。

技術士のキャリア形成に必要なCPD時間の目標

基準CPD時間：20CPD時間／年度
 推奨CPD時間：50CPD時間／年度（うち技術者倫理1CPD時間以上、但し2021年度までの実績には不要）
 技術士（CPD認定）：250CPD時間／5年度間（うち技術者倫理5CPD時間以上、但し2021年度までの実績には不要）

技術士CPDガイドラインの改訂（Ver1.2）

（1）コンピテンシー見直しに伴う変更

頁	Ver.1.1	Ver.1.2
4	<p>(2) 技術士に求められる資質能力及び CPD 活動 技術の高度化、統合化等に伴い、技術者に求められる資質能力は、ますます高度化、多様化している。平成 26 年 3 月の分科会において、「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」として、「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」が示された（表-1）。</p>	<p>(2) 技術士に求められる資質能力及び CPD 活動 技術の高度化、統合化等に伴い、技術者に求められる資質能力は、ますます高度化、多様化している。平成 26 年 3 月の分科会において、「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」として、「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」が示され、令和 5 年 1 月 25 日の分科会において、改訂が行われ「継続研さん」が追加された（表-1）。</p>

技術士CPD管理運営マニュアルの改訂 (Ver1.3)

(1) 日本技術士会 CPD 時間算定基準 (注意事項) の改訂及び改訂理由

形態項目	Ver1.2 (2022年4月20日)	Ver1.3 (2023年5月10日)	改訂理由
共通	1) 上限時間のある形態項目に注意して記入する。 2) 活動実績が確認できる参加票、受講証明書、議事録、プログラム、学協会誌、表彰状等を保管しておく。	1) 上限時間のある形態項目に注意して計上する。 2) 活動実績が確認できる受講証、議事録、プログラム、表彰状等を保管しておく。	上限の注意事項につき「計上」とした。参加票から受講証に名称が変更されたことに伴い参加票、受講証明書を受講証で代表させて表現した。学協会誌の保管(5年間)は負担が大きいため削除した。
1.講演・研修 2.組織内研修	-	5)講演・研修(100)は受講確認ができるエビデンスがあるものに限る。それ以外は多様な自己学習(010)で計上する。特に公共調達での使用を目的に技術士CPD活動実績証明書等を発行する場合は受講証等が必要。 6)eラーニングは受講修了証等により受講が確認できるものに限る。それ以外は多様な自己学習(010)で計上する。但し、日本技術士会のPe-CPDに収録されている講演録画の視聴はeラーニングとして認める。	形態項目の共通で「活動実績が確認できる参加票、受講証明書、議事録、プログラム、学協会誌、表彰状等を保管しておく。」と記述されているが、講演・研修のエビデンスが明確でないため、講演・研修の登録には受講確認ができるエビデンスが必要であることを明確にした。 講演録画の視聴は受講証が発行されないため、講演内容、所見の記入という条件をつけて講演・研修として認めることとした。
	-	8)2日以上連続して受講した場合は1日ごとに分けて計上する。	複数日にまたがる講演・研修のCPD時間の妥当性の判断が難しいため、1日ごとに分けて計上することとした。
3.学協会活動	1)通年の活動として委員会、小委員会、WG、部会等別に記入できる。それぞれ年度当たりの上限を10CPD時間とし、年度末にまとめて記入する。 4)学協会の会誌購読(320)は、年度毎にまとめて記入できる。	1)学協会活動(310)は、活動日ごとに個別に計上することを原則とするが、通年の活動として委員会、小委員会、WG、部会等別に上限を10CPD時間として年度末にまとめて計上できる。 4)学協会の会誌購読(320)は、年度末にまとめて計上できる。	活動日ごとの個別計上を原則とすることを明記するとともに、多くの委員会等で活動されている方に便宜を図る例外措置として10CPD時間を上限として年度末にまとめて計上できることを明確にした。また、システムでは年度上限の30CPD時間しかチェックできないため、個別計上の上限はそれぞれの委員会によらず全体で年度30CPD時間とする。 年度当初にまとめて計上することを避けるため、年度末にまとめて計上できることを明確にした。
4.論文・報告文	-	1)学術論文の口頭発表(420)には論文集・論文名を記入する。	技術発表会(口頭発表)と学術論文の口頭発表(学協会主催)の違いを明確にするため、学術論文の口頭発表には論文集・論文名を記入することとした。

技術士CPD管理運営マニュアル改訂 (Ver1.3)

(2) 手数料変更及び変更理由

(表-15) CPD登録・証明書等の手数料 Ver1.2 (2022年4月20日)

CPD登録団体		Pe-CPD CPD登録	CPD実績簿 記載申請	CPD実績簿 記載申請 (2回目以降)	登録事項 変更届出	技術士 (CPD認定) 申請	技術士CPD 活動実績 証明書
技術士会登録	会員	無料	無料	2,000円	無料	3,000円	1,000円
	非会員	2,000円	2,000円	2,000円	無料	5,000円	5,000円
他学協会登録	会員	—	無料	2,000円	無料	3,000円	1,000円
	非会員	—	2,000円	2,000円	無料	5,000円	5,000円

注) 「2回目以降」とは、同一年度内における複数回の申請の場合である。



(表-15) CPD登録・証明書等の手数料 Ver1.3 (2023年5月10日)

CPD登録団体 【日本技術士会の入会区分】		Pe-CPD CPD登録	CPD実績簿 記載申請	登録事項 変更届出	技術士 (CPD認定) 申請	技術士CPD 活動実績 証明書
日本技術士会 Pe-CPD登録	【会員】	無料	無料*	無料	3,000円	1,000円
	【非会員】	2,000円/年度	2,000円*	無料	5,000円	5,000円
他の学協会 CPD登録	【会員】	—	無料*	無料	3,000円	1,000円
	【非会員】	—	2,000円*	無料	5,000円	5,000円

* 同一年度内における2回目以降のCPD実績簿記載申請は、手数料を1,000円とする。

【変更理由】 申請手続きに係る実態調査（運用1年目の実績の複数回申請者数を調査したところ、51名（全体の3%））の結果及び記載申請に多額の手数料がかかるのではという懸念メッセージを弱めつつ、積極的な記載申請を促進する目的から、2回目以降の記載申請手数料を1,000円とした。（年度内で1回の申請が基本であることから、表欄外の注意書きとした。）

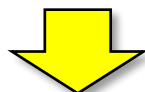
技術士CPD管理運営マニュアルの改訂 (Ver1.4)

(1) 技術士 (CPD認定) の認定内訳

年度	移行措置	通常認定
2021年度	112名	131名
2022年度	298名	138名
2023年度	427名	125名
合計	837名 (68%)	394名 (32%)

(2) 移行措置の変更 (延長) 及び変更理由

- ✓ 技術士 (CPD認定) 認定者の増加に向けたより一層の対策が必要
- ✓ 認定者の大半は移行措置の利用者 (約7割)



- ✓ 技術士CPD管理運営マニュアルを改訂し移行措置の延長 (1年)

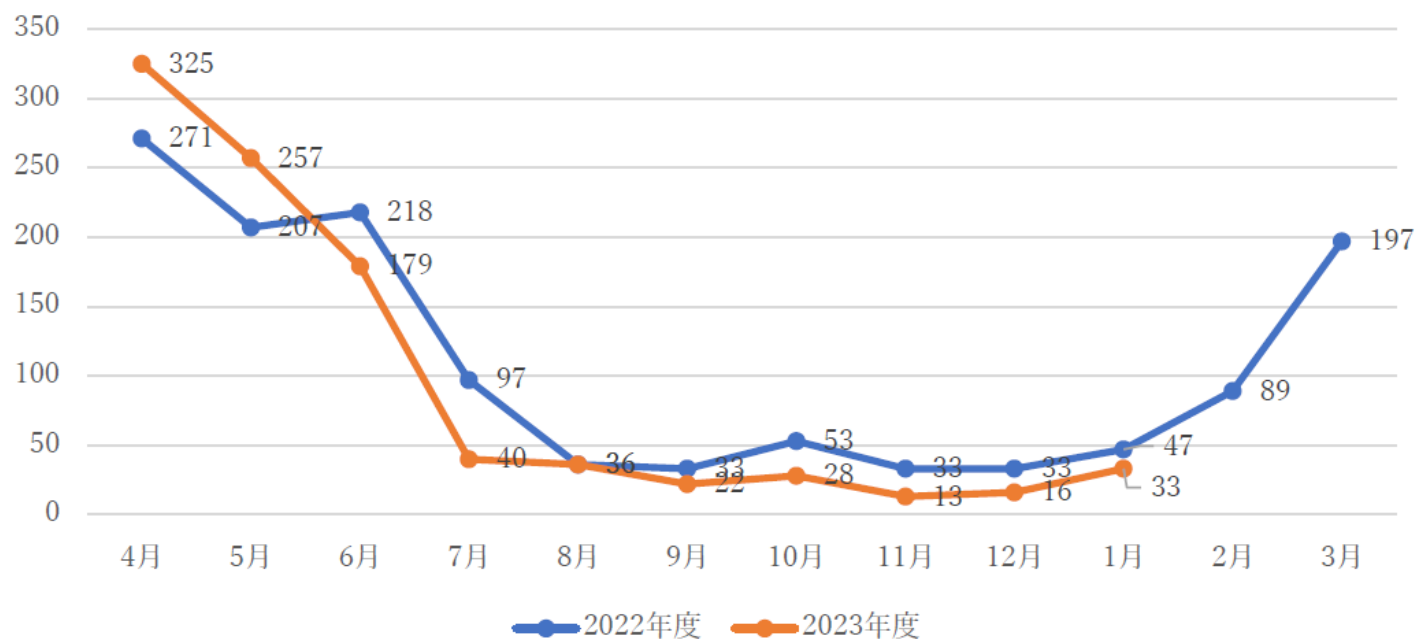
【技術士 (CPD認定) の認定要件：移行措置】

2023年度末→**2024年度末**までにその前年度以前の実績で申請する場合は、移行措置として直近の過去2年度間連続して推奨CPD時間を達成している実績により同様の措置を講じる

新・技術士CPD制度登録状況（2024年1月末）

	正会員	非会員	総計
総計	2,414 (809)	790 (467)	3,204 (1,276)

新規記載申請者数の推移



関係学協会のCPD活動実績の活用（実施法人）

3. 2023年度 技術士 CPD 実施法人証明書をもつての記載申請者数内訳（順不同）

建設コンサルタンツ協会	167
土木学会	24
日本環境アセスメント協会	0
日本建築士会連合会	2
日本造園学会	2
農業農村工学会	373
全国上下水道コンサルタント協会	0
森林・自然環境技術教育研究センター (JAFEE)	2
全国地質調査業協会連合会 (土質・地質技術者生涯学習協議会)	7
電気学会	0
地盤工学会	1
全日本建設技術協会	0
日本測量協会	0
日本都市計画学会	0
合計	578

農水省における技術士（CPD認定）の活用例

（１）コンサル業務の技術提案書評価基準に、技術士（CPD認定）を加算評価の対象として導入（2023.4.1）

技術提案書評価基準（2023. 4. 1～）											
評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価							
				評価点	A	評価点	B	評価点	C	評価点	D
技術者評価	業務執行技術力	技術者継続教育に対する取り組み	農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況	3	前年度に50CPD単位又は過去3年間に150CPD以上	2	前年度に30~49CPD単位又は過去3年間に90~149CPD以上	1	前年度に10~29CPD単位又は過去3年間に30~89CPD以上	0	A,B,Cに該当しない
				1	【加算評価点】技術士（CPD認定）に認定されている						

（２）その結果、農業部門の技術士（CPD認定）認定者数が急増

技術士（CPD認定）認定者部門別年度比較表(抜粋)

	建設部門	電気電子部門	機械部門	農業部門	上下水道部門	総計
2021年度	121	21	18	14	12	223
2022年度	220	24	24	27	40	416
2023年度	187	24	25	255	21	596
計	528	69	67	296	73	1235

新・技術士CPD制度の推進と定着に向けて

1. 更なるCPD活動の充実と広報活動の継続

- ✓CPD機会の拡大とコンテンツの充実
- ✓地域本部、部会を通じたPR活動の実施
- ✓CPD活動関係学協会連絡会を通じたPR活動の実施
- ✓CPD登録システムの改良

2. 資格活用との連携

- ✓関係省庁、地方自治体に対して継続研さんの責務を果たしている技術士活用のPR
 - 特に技術士（CPD認定）の活用促進
- ✓民間企業に対し継続研さんの責務を果たしている技術士活用のPR

End of Presentation

Ver.1.2

技術士 CPD ガイドライン

2023 年 5 月 10 日

公益社団法人日本技術士会

目次

はじめに

I. 実施主体としての体制の整備

1. 技術士CPDセンター
2. CPD活動関係学協会連絡会
3. 技術士CPD実績管理委員会

II. 技術士のCPD活動の基本的な考え方

1. CPD活動の目的及び技術士に求められる資質能力
 - (1) 技術士の責務及びCPD活動の目的
 - (2) 技術士に求められる資質能力及びCPD活動
 - (3) CPD活動の実績内容の確認における判断基準の必要性
2. 技術士のCPD活動の区分及び算定基準
 - (1) CPD活動区分及び算定基準の基本方針
 - (2) CPD活動の資質区分及び形態区分
 - (3) 形態区分別CPD時間算定基準（目安）
3. 技術士のキャリア形成に必要なCPD時間

III. 技術士登録簿における資質向上の取組状況欄の記載内容

IV. 関係学協会のCPD活動実績の活用

V. 分科会への技術士のCPD活動の状況の報告

はじめに

「技術士CPDガイドライン」は、文部科学大臣から日本技術士会会長に発出された「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について（通知）」（令和 3 年 4 月 26 日 3 文科科第 65 号）に基づき、技術士のCPDの実績の管理及び活用に関する事務を適切に行うために、実施主体としての体制の整備、技術士のCPDの基本的な考え方、CPD実績の判断基準及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 8 日文部科学省省令番号第 43 号）に関わる事項等について取りまとめたものである。

※「技術士CPDガイドライン」では、「継続研さん（Continuing Professional Development）」を「CPD」、「文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会」を「分科会」、「公益社団法人日本技術士会」を「日本技術士会」、及び「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について（通知）」を「大臣通知」という。

I. 実施主体としての体制の整備

今般、大臣通知により日本技術士会が技術士のCPD活動の実績の管理及び活用に関する実施主体として、

- ① CPDガイドラインの策定
- ② 技術士のCPD活動の記録の確認及び実績簿の作成
- ③ 技術士のCPD活動の普及啓発
- ④ 分科会への技術士のCPD活動の状況の報告

の事務を担うことになった。そのため、日本技術士会では以下の体制でこれらの事務を行う。

1. 技術士CPDセンター

日本技術士会の事務局組織に設置する技術士CPDセンターにおいて、技術士のCPD活動実績の管理及び活用に関する実施主体としての事務（以下、「技術士CPD実績管理事業」という。）を担当する。

2. CPD活動関係学協会連絡会

CPD活動を実施している関係学協会の参加を募り、技術士CPD活動のアドバイザーコミティーとして「CPD活動関係学協会連絡会」を設置する。連絡会では、技術士CPD活動の実施状況について日本技術士会から情報提供するとともに、CPDのあり方、CPDの相互承認の推進等について意見を求め、広くCPD活動の発展に努める。事務局は技術士CPDセンターが担当する。

3. 技術士CPD実績管理委員会

技術士CPD活動実績管理事業を総括的に管理するために、CPD活動関係団体からの推薦者及びCPD活動に知見を有する日本技術士会の正会員の委員からなる技術士CPD実績管理委員会を設置し、次の業務を担当する。

- ① 技術士CPD活動実施状況の分科会への年次報告に関すること
- ② 技術士CPDガイドライン及び技術士CPD管理運営マニュアルの管理に関すること
- ③ CPD活動関係学協会連絡会の運営に関すること
- ④ 技術士CPD登録内容の審査に関すること
- ⑤ その他、技術士CPD活動実績管理事業の管理に関すること

II. 技術士のCPD活動の基本的な考え方

1. CPD活動の目的及び技術士に求められる資質能力

(1) 技術士の責務及びCPD活動の目的

技術士資格は、技術士の専門知識や技術力、高い倫理観といった資質能力を客観的に保証する意義を有しており、個々の技術士は、社会ニーズの変化に的確に対応できるよう、日々自己研さんを積み、最新の知識・技術を身につけて、業務の質を維持する責務を有する。技術士のCPD活動は、技術士資格取得後もその資質能力を維持するだけでなく、更に向上させることを目的とするものである。よって、個々の技術士のCPD活動は、各技術士が自身の生涯を通じたキャリア形成を見据えて、自らの意思で主体的に業務履行上必要な知識を深め、技術を修得することが求められる。

(2) 技術士に求められる資質能力及びCPD活動

技術の高度化、統合化等に伴い、技術者に求められる資質能力は、ますます高度化、多様化している。平成26年3月の分科会において、「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」として、「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」が示され、令和5年1月25日の分科会において、改訂が行われ「継続研さん」が追加された（表-1）。これらは、技術士であれば最低限備えるべき資質能力である。技術士はこれらの資質能力をもとに、業務履行上必要な知見を深め、技術を修得し資質能力の向上を図るように十分なCPD活動を行うことが求められる。

(3) CPD活動の実績内容の確認における判断基準の必要性

技術士のCPD活動の実績に関しては、これまでもAPECエンジニアの登録及び更新に当たって実績証明が求められてきたが、近年、資格の活用の観点から公共調達分野において実績証明が求められており、その対応が必要とされている。しかしながら、技術士のCPD活動の実績内容の確認においては、技術部門ごとに専門的な業務の性格・内容や当該技術士の業務上の立場が様々であり、個々の技術士のCPD活動の具体的内容、方法も多様である。また、技術士のCPD実績の活用を促進するために、関係省庁や関係学協会との緊密な連携が必要である。そのためには部門及び関係学協会に共通する判断基準の設定が必要である。

(表-1) 技術士に求められる資質能力 (コンピテンシー)

平成 26 年 3 月 7 日
改訂令和 5 年 1 月 25 日
科学技術・学術審議会
技術士分科会

キーワード	解説
専門的学識	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士が専門とする技術分野(技術部門)の業務に必要な、技術部門全般にわたる専門知識及び選択科目に関する専門知識を理解し応用すること。 ・技術士の業務に必要な、我が国固有の法令等の制度及び社会・自然条件等に関する専門知識を理解し応用すること。
問題解決	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行上直面する複合的な問題に対して、これらの内容を明確にし、調査し、必要に応じてデータ・情報技術を活用して定義し、これらの背景に潜在する問題発生要因や制約要因を抽出し分析すること。 ・複合的な問題に関して、多角的な視点を考慮し、ステークホルダーの意見を取り入れながら、相反する要求事項(必要性、機能性、技術的実現性、安全性、経済性等)、それらによって及ぼされる影響の重要度を考慮したうえで、複数の選択肢を提起し、これらを踏まえた解決策を合理的に提案し、又は改善すること。
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の計画・実行・検証・是正(変更)等の過程において、品質、コスト、納期及び生産性とリスク対応に関する要求事項、又は成果物(製品、システム、施設、プロジェクト、サービス等)に係る要求事項の特性(必要性、機能性、技術的実現性、安全性、経済性等)を満たすことを目的として、人員・設備・金銭・情報等の資源を配分すること。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行上の各段階における結果、最終的に得られる成果やその波及効果を評価し、次段階や別の業務の改善に資すること。
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・業務履行上、情報技術を活用し、口頭や文書等の方法を通じて、雇用者、上司や同僚、クライアントやユーザー等多様な関係者との間で、明確かつ包摂的な意思疎通を図り、協働すること。 ・海外における業務に携わる際は、一定の語学力による業務上必要な意思疎通に加え、現地の社会的文化的多様性を理解し関係者との間で可能な限り協調すること。
リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行にあたり、明確なデザインと現場感覚を持ち、多様な関係者の利害等を調整し取りまとめることに努めること。 ・海外における業務に携わる際は、多様な価値観や能力を有する現地関係者とともに、プロジェクト等の事業や業務の遂行に努めること。
技術者倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行にあたり、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮したうえで、社会、経済及び環境に対する影響を予見し、地球環境の保全等、次世代にわたる社会の持続可能な成果の達成を目指し、技術士としての使命、社会的地位及び職責を自覚し、倫理的に行動すること。 ・業務履行上、関係法令等の制度が求めている事項を遵守し、文化的価値を尊重すること。 ・業務履行上行う決定に際して、自らの業務及び責任の範囲を明確にし、これらの責任を負うこと。
継続研さん	<ul style="list-style-type: none"> ・CPD活動を行い、コンピテンシーを維持・向上させ、新しい技術とともに絶えず変化し続ける仕事の性質に適応する能力を高めること。

2. 技術士のCPD活動の区分及び算定基準

(1) CPD活動の区分及び算定基準の基本方針

技術士のCPD活動は、自発的かつ主体的に様々な場において多様な形態で実施される。したがって、CPD活動をより実質化するため、登録の対象となるCPD活動の区分について多様性を整理してわかりやすくするとともに、区分に応じた時間算定基準や上限時間等の条件設定が必要である。

(2) CPD活動の資質区分及び形態区分

技術士のCPD活動は「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」（表－1）に基づくと、「継続研さん」は行動としての資質能力で全体に関わることから、それ以外の7つを大きく専門的学識及び一般共通資質の2つの資質区分に分けることができる。更に、専門的学識は技術部門全般と専門（選択）科目、法令等の制度、社会・自然条件の4つの資質項目に分けることができる（表－2）。

また、技術士のCPD活動の形態は10の形態項目に分けることができ、それらは参加型、発信型、実務型、自己学習型の4つにまとめることができる。（表－3）

技術士は、CPD活動を実施するに当たって、どの形態区分・形態項目の活動がどのような資質区分・資質項目の資質能力の維持・向上を図ることができるかを考えつつ、専門的学識だけではなく一般共通資質を含めた幅広い資質の修得に取り組む必要がある。

（表－2） CPD活動の資質区分と資質項目

資質区分	資質項目
A. 専門的学識	1-1 技術部門全般
	1-2 専門（選択）科目
	1-3 法令・規格等の制度
	1-4 社会・自然条件
B. 一般共通資質	2 問題解決
	3 マネジメント
	4 評価
	5 コミュニケーション
	6 リーダーシップ
	7 技術者倫理

（表－3） CPD活動の形態区分と形態項目

形態区分	形態項目
I. 参加型	1 講演・研修
	2 組織内研修
	3 学協会活動
II. 発信型	4 論文・報告文
	5 講師・技術指導
	6 図書執筆
	7 技術協力
III. 実務型	8 資格取得
	9 業務成果
IV. 自己学習型	10 多様な自己学習

(3) 形態区分別CPD時間算定基準（目安）

参加型は講演会参加を基準として1時間当たりの参加を1CPD時間とする。発信型は学術誌への論文掲載を基準として1件当たり40CPD時間とする。実務型は表彰や特許など成果の明確なものに限定する。自己学習型は自己学習を基準として1時間当たりの学習時間を0.5CPD時間とする。

また、それぞれの形態区分及び形態項目において、必要に応じて年間の上限を設けることができる。（表－4）

(表-4) 形態区分別CPD時間算定基準(目安)

形態区分	基準となる形態
参加型	講演会参加: 1時間当たり1CPD時間
発信型	論文掲載 : 1件当たり40CPD時間
実務型	成果の明確なものに限定
自己学習型	自己学習 : 1時間当たり0.5CPD時間

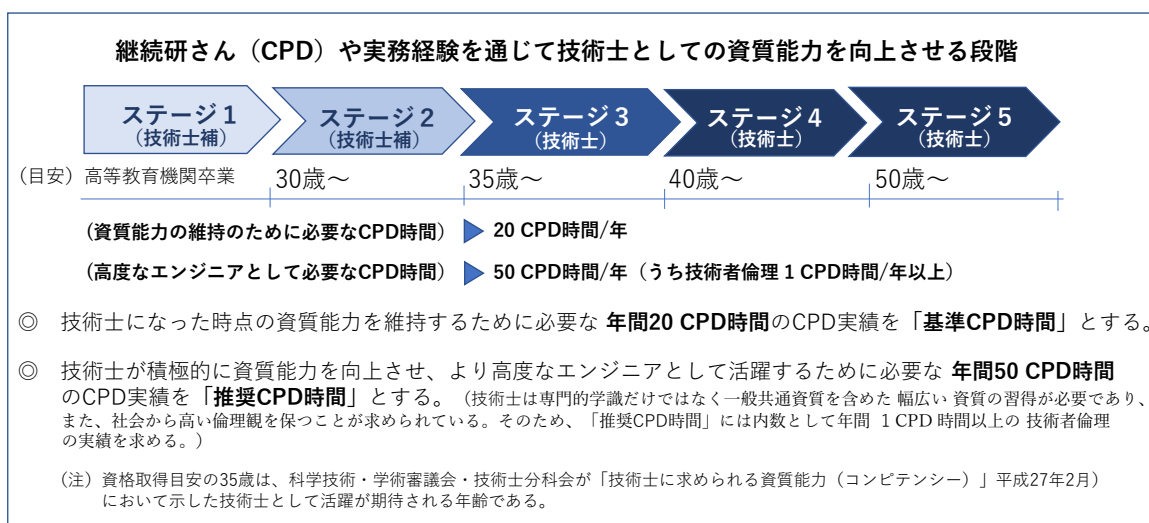
3. 技術士のキャリア形成に必要なCPD時間

平成 27 年 2 月の分科会において、技術士資格の取得年齢の目安を 35 歳として、技術者の生涯を通じたキャリアパスの観点から、技術者の段階（ステージ）に応じた共通的な資質能力（コンピテンシー）を例示した「技術者キャリア形成スキーム（コアスキーム）(例)」が示されている。

これに基づき、技術士のキャリア形成の観点から技術士資格取得後においてもその資質能力を維持するためには、1年間で少なくとも技術に関する学協会に入会し発行されている会誌の購読（年間 10 CPD時間）を行うとともに、繁忙期を除いて月 1 回 1 時間程度の講演会又はeラーニング等に 10 回参加（年間 10 CPD時間）程度の継続研さんが必要と考え、それを算定根拠に米国等の更新要件に匹敵する年間 20 CPD時間の実績を「基準CPD時間」とする。

また、積極的に資質能力を向上させ国際的にも活躍できるより高度なエンジニアとなるためには、APECエンジニアに匹敵する年間 50 CPD時間の実績が必要と考え、それを「推奨CPD時間」とする。技術士は、資質区分の専門的学識だけではなく一般共通資質を含めた幅広い資質の修得が必要であり、また、社会から高い倫理観を保つことが求められていることから、「推奨CPD時間」の内数として年間 1 CPD時間以上の技術者倫理の実績を求める。（図-1）

(図-1) 技術士のキャリア形成に必要なCPD時間



Ⅲ. 技術士登録簿における資質向上の取組状況欄の記載内容

文部科学省は、日本技術士会が技術士のCPD活動の実績の管理及び活用に関する事務を行うに当たり、既存の登録事務と連携を確保して、技術士のCPD活動の履行状況を公的に裏付け、国内外における技術士資格の活用促進を図るため、技術士法施行規則第14条に「六申請者が技術士登録簿への記載を希望するときは、その資質向上の取組状況」を追加、別記様式第7及び第7の2に「資質向上の取組状況」を記載する欄を追加した。「資質向上の取組状況」欄の記載内容は、技術士登録簿の記載事項の変更届出により、過去5年度間のCPD時間を年度毎にCPD時間合計及びその内数として一般共通資質の技術士倫理を記載することとし、記載欄の様式（例）を（表－5）に示す。

（表－5） 技術士登録簿

登録番号	登録年月日	氏名	生年月日	第二次試験合格年月日	第二次試験の技術部門の名称	自ら業務を営むときの事務所		他に勤務するときの事務所		資質向上の取組状況	備考
						名称	所在地	名称	所在地		
										技術士 CPD 活動実績	

資質区分	CPD 時間/年度				
	2018	2019	2020	2021	2022
CPD 時間合計	55	60	57	60	52
（うち技術者倫理）	1	2	1	3	1

IV. 関係学協会のCPD活動実績の活用

日本技術士会以外の関係学協会が実施しているCPD活動実績を技術士CPD活動実績として活用するため、日本技術士会が設置したCPD活動関係学協会連絡会に参加している学協会等を「技術士CPD実施法人」と称し、技術士CPD実施法人において登録されたCPD実績は、日本技術士会に登録されたCPDと同等と見なし、その法人が発行するCPD活動実績証明書をもって、技術士CPD活動実績簿への記載申請を受け付けることができるものとする。「技術士CPD実施法人」が備えていることが望ましい要件は以下のとおりである。

(望ましい技術士CPD実施法人の要件)

- ① 学習目標が明示された良質なCPDプログラムを提供していること。
- ② 「独自のCPD算定基準」を定めたCPD登録制度を保有していること。
- ③ 「独自のCPD算定基準」が「形態区分別CPD時間算定基準（目安）」(表－4)に概ね適合していること。
- ④ 「独自のCPD算定基準」の資質区分等の分類に、専門的学識だけでなく一般共通資質が位置付けられていること。
- ⑤ 「独自のCPD算定基準」に基づきCPD登録の審査を実施し、その登録証明書を発行していること。
- ⑥ CPD記録を一定期間保存していること。

V. 分科会への技術士のCPD活動の状況の報告

日本技術士会は、技術士のCPD活動の実施状況や日本技術士会の管理するCPD実績の利活用の事例等、技術士のCPD活動の実績の管理及び活用に関する事項について、毎年度分科会に報告書を提出するものとする。

附記

1. 技術士CPDガイドラインは、大臣通知に基づき2021年5月27日に分科会に報告したものをもちVer.1.0とする。また、日本技術士会は、社会経済状況等に応じ、技術士CPDガイドラインを改訂する必要があるときは、適宜改訂するとともに、必要に応じて分科会に報告するものとする。
2. 技術士法施行規則の一部を改正する省令（令和3年9月8日文部科学省省令第43号）が公布されたことに伴い、2021年9月8日付で技術士CPDガイドラインVer.1.0を改訂し技術士CPDガイドラインVer.1.1とする。
3. 2023年1月25日、分科会において「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）が改訂されたことに伴い、2023年5月10日付けで技術士CPDガイドラインVer.1.1を改訂し、技術士CPDガイドラインVer.1.2とする。

Ver.1.3

技術士 CPD 管理運営マニュアル

2023 年 5 月

公益社団法人日本技術士会

目次

はじめに

I. 技術士CPD活動実績の登録及び内容の審査

1. 技術士CPD登録システム（Pe-CPDシステム）
 - (1) 日本技術士会CPD時間算定基準
 - (2) WEB登録のためのID及びパスワードの取得
 - (3) WEB登録の入力方法
2. CPD登録内容の審査
3. CPD登録状況の通知

II. 技術士CPD活動実績の管理及び活用の仕組み

1. 技術士CPD活動実績管理システムの構築
2. 技術士CPD活動実績簿への記載申請
 - (1) 日本技術士会のCPD登録システム利用者
 - (2) 他学協会のCPD登録システム利用者
3. 技術士CPD活動実績簿の作成
4. 技術士登録簿の登録事項変更届出書の提出
5. 技術士CPD活動実績名簿の作成及び公表
6. 技術士（CPD認定）の認定
7. 技術士CPD活動実績証明書の発行

III. 技術士CPD活動に対する多様な研修の支援

IV. 技術士CPDデータベースの構築と活用

V. 日本技術士会の技術士CPD（継続研鑽）ガイドライン第3版の取り扱い

1. 技術士CPDの登録及び証明書の発行
2. 技術士CPD認定会員制度

VI. CPD登録・証明書等の手数料及び送付先

1. 手数料
2. 手数料の払込み証明書類の提出

はじめに

「技術士CPD管理運営マニュアル」は、文部科学大臣から日本技術士会会長に発出された「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について（通知）」（令和3年4月26日3文科科第65号）に基づき、技術士のCPDの実績の管理及び活用に関する事務を適切に行うために、技術士CPD活動実績の登録及び内容の審査、技術士CPD活動実績の管理及び活用の仕組み、及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（令和3年9月8日文部科学省令第43号）に関わる事項及び技術士CPD活動に対する多様な研修の支援等について取りまとめたものである。

※「技術士CPD管理運営マニュアル」では、「継続研さん（Continuing Professional Development）」を「CPD」、「文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会」を「分科会」、「公益社団法人日本技術士会」を「日本技術士会」、及び「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について（通知）」を「大臣通知」という。

I. 技術士CPD活動実績の登録及び内容の審査

1. 技術士CPD登録システム (Pe-CPDシステム)

(1) 日本技術士会CPD時間算定基準

技術士は、CPDの目的に適したものを自主的に選択して実行するとともに、その実績をCPD時間に換算し登録して分析することが求められる。「技術士CPDガイドライン」のI.2.(3)の形態区分別CPD時間算定基準(目安)に沿った形態項目別のCPD時間算定方法として、「日本技術士会CPD時間算定基準」を以下に示す。(表-1) (表-2)

(表-1)

日本技術士会CPD時間算定基準

形態区分	形態項目	内容	H(hr.), M(min.)			
			登録コード	CPD時間換算係数	CPD時間年度上限	
I. 参加型	1. 講演・研修	講演会、講習会、研究会、シンポジウム、eラーニング、見学会等への参加	100	1/H	—	
	2. 組織内研修	企業等の組織が研修プログラムに基づき実施するもの	200	1/H	—	
	3. 学協会活動	(1) 学協会の委員会・専門部会等への参加	310	1/H	30	
(2) 学協会の会誌購読		320	1/H	10		
II. 発信型	4. 論文・報告文	(1) 技術発表会(口頭発表) 学協会等の公的機関主催	411	5/H	—	
		(1) 技術発表会(口頭発表) 企業等主催	412	2/H	—	
		(2) 学術論文の口頭発表(学協会主催)	420	0.4/M	—	
		(3) 学術誌・論文集への論文・報告文の掲載	学術誌への査読付き技術論文	431	40/件	—
			査読のない論文及び企業内論文集等	432	10/件	—
	(4) 学協会等が発行する学術誌への論文・報告文の査読	440	5/件	—		
	5. 講師・技術指導	(1) 大学、学協会、研究機関、民間団体、企業等が開催する研修会、講習会、技術説明会、シンポジウム、パネルディスカッションの講師及び大学の非常勤講師等	510	3/H	—	
		(2) 小・中学校等での理科教育の講師	520	1/H	—	
		(3) 修習技術者等に対する具体的な技術指導	530	1/H	—	
	6. 図書執筆	出版物としての技術図書の執筆(翻訳を含む)	600	1/H	30	
7. 技術協力	大学・研究機関・国際協力機構等への有識者としての参加、JABEE・APECエンジニアの審査委員、公的機関の審査委員等	700	1/H	30		
III. 実務型	8. 資格取得	国家資格の技術資格の取得	800	20/件	—	
	9. 業務成果	(1) 表彰 国、地方公共団体、学協会等の公的機関からのもの	911	20/件	—	
		(1) 表彰 企業等の表彰規定に基づくもの	912	10/件	—	
(2) 特許出願	920	40/件	—			
IV. 自己学習型	10. 多様な自己学習	技術士のCPDに値すると判断される ①自己研究、②受講確認のできないオンデマンド講座、③放送大学等のTV視聴、④大学、大学院、職業訓練の受講、⑤技術を通じたNPOやボランティア活動、⑥環境教育活動、⑦展示会への参加、⑧博物館等の見学、⑨語学学習、⑩異業種交流会、⑪プライベートな学習会、⑫公的な審議会の傍聴、⑬資格取得のための学習、⑭講演会の資料作成、⑮その他	010	0.5/H	30	

(表-2)

日本技術士会CPD時間算定基準(注意事項)

形態項目	Pe-CPDへの登録及び記入に当たっての注意事項
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1) 上限時間のある形態項目に注意して計上する。 2) 活動実績が確認できる受講証、議事録、プログラム、表彰状等を保管しておく。
1. 講演・研修 2. 組織内研修	<ol style="list-style-type: none"> 1) CPDの内容欄は、プログラムの内容が分かるように簡潔に記入する。 2) 同一の講演・研修の実時間を、2つの資質項目に分けて計上できる。 例：実時間3時間の講演会を、B2.問題解決（2時間）、B7.技術者倫理（1時間）に分けて計上する。 3) 講演の合間の食事以外の短時間の休憩時間は、講演時間に含めてよい。 4) ウェブでの同時視聴は認める。 5) 講演・研修（100）は受講確認ができるエビデンスがあるものに限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。特に公共調達での使用を目的に技術士CPD活動実績証明書等を発行する場合は受講証が必要。 6) eラーニングは受講修了証等により受講が確認できるものに限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。但し、日本技術士会のPe-CPDに収録されている講演録画の視聴は講演内容、所見の記入を条件にeラーニングとして認める。 7) 組織内研修（200）は企業等の組織内に位置づけられた研修会・発表会に限る。それ以外は多様な自己学習（010）で計上する。 8) 2日以上連続して受講した場合は、1日ごとに分けて計上する。
3. 学協会活動	<ol style="list-style-type: none"> 1) 学協会活動（310）は、活動日ごとに個別に計上することを原則とするが、通年の活動として委員会、小委員会、WG、部会等別に上限を10CPD時間として年度末にまとめて計上できる。 2) 委員会、専門部会等の設置機関名、名称を記入する。 3) 総会、大会式典等への参加は学協会活動（310）で計上する。記念講演会等は講演・研修（100）で計上できる。 4) 学協会の会誌購読（320）は、年度末にまとめて計上できる。
4. 論文 ・報告文	<ol style="list-style-type: none"> 1) 学術論文の口頭発表（420）には論文集・論文名を記入する。 2) 技術論文は、オリジナリティー、オーナーシップを有し、未発表のものとする。 3) 論文・報告文は題名、ページ数、内容を記入する。 4) 連名・共著の場合は1件当たりのCPD時間を関係者で貢献度に応じ配分し計上する。
5. 講師 ・技術指導	<ol style="list-style-type: none"> 1) 講演等のための資料作成等は、多様な自己学習（010）で計上する。 2) 技術士等の国家資格の受験指導は、営利の場合を除き修習技術者に対する技術指導（530）として計上できる。
6. 図書執筆	出版社名、図書名、執筆タイトル、ページ数、執筆内容を記入する。
7. 技術協力	業務としてのJICA技術協力は計上できない。
8. 資格取得	資格取得のための学習は、多様な自己学習（010）で計上できる。
9. 業務成果	<ol style="list-style-type: none"> 1) 表彰は感謝状を含む。同一業務において複数の表彰は計上できない。 2) 特許は出願時に計上できる。
10. 多様な 自己学習	テーマ、内容等について簡潔に記入する。

(2) WEB登録のためのID及びパスワードの取得

日本技術士会CPD登録システム（以下「Pe-CPDシステム」という。）にWEB登録を行う場合は、正会員、WEB登録メンバー（非会員）は共に「ID」、「パスワード」の取得が必要である。また、正会員は無料であるが、WEB登録メンバーの場合は年度毎に手数料が必要である。（表-3）

（表-3） WEB登録するためのID・パスワード等の取得

	正会員	WEB登録メンバー（非会員）
ID、パスワードの申請	日本技術士会 TOP ページ から → <u>会員コーナー</u> → <u>会員パスワードの取得・変更（パスワードを忘れた方）</u> → <u>1. 会員パスワードの発行申請</u> にアクセスし、発行申請	日本技術士会 TOP ページ から → <u>技術士 CPD</u> → <u>CPD 登録・証明書発行など</u> → <u>CPDWEB 登録 ID、パスワードの取得</u> にアクセスし、新規発行または更新の申請
発行手数料	無料	2,000 円/年度 <u>（4月から翌年3月を1年度）</u>
CPD実績の記録	① 日本技術士会 TOP ページ から → <u>技術士 CPD</u> → <u>CPD 登録・証明書発行など</u> → <u>CPD 登録について</u> にアクセスし、〔 CPD の WEB 登録・管理 〕 をクリック ② ID、パスワードを入力して Pe-CPD システムにログイン	

(3) WEB登録の入力方法

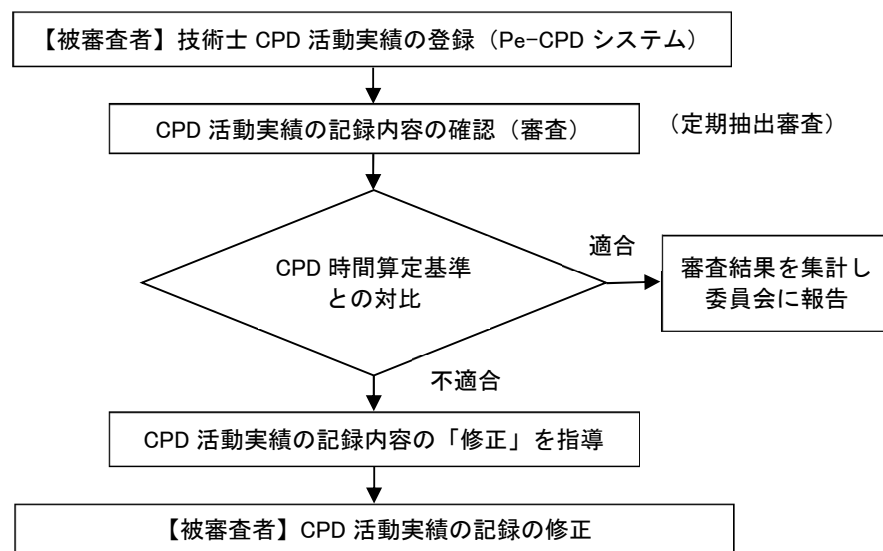
Pe-CPDシステムのCPD登録の入力画面に沿って、技術士自身で入力を行う。日本技術士会のホームページの技術士CPD画面に、「記入の手順」、「記載例」が具体的に示されている。

日本技術士会が主催・共催するCPD行事については、参加登録をホームページ上のCPD行事申し込みで行った場合は、行事情報（日付、時間、CPD名、主催者、場所、内容）を転記入力することができる。

2. CPD登録内容の審査

技術士CPD活動実績の登録は、自己の責任において、資質の向上に寄与したと判断できるものをCPDの対象とし、その実施結果を登録するものである。また、実施したCPDの内容などに関する第三者からの問合せに対しては、記録とともに証拠となるものを提示し、技術士本人の責任において説明できるようにしておかなくてはならない。日本技術士会では、技術士CPD活動の内容の質を確保するため、技術士CPD審査委員会を設置し、「日本技術士会CPD時間算定基準」（表－1）及び「日本技術士会CPD時間算定基準（注意事項）」（表－2）に基づき、「技術士CPD活動実績の内容の審査フロー」（図－1）に従って、定期的に抽出して審査を行う。

（図－1） 技術士 CPD 活動実績の内容の審査フロー



3. CPD登録状況の通知

日本技術士会は、Pe-CPDシステムに登録されたCPD活動実績について、登録者に定期的（毎年度3月）にメールで状況を通知し、後述する技術士CPD活動実績簿への記載申請、技術士登録簿登録事項変更届出書の提出、技術士（CPD認定）の申請等について案内する。

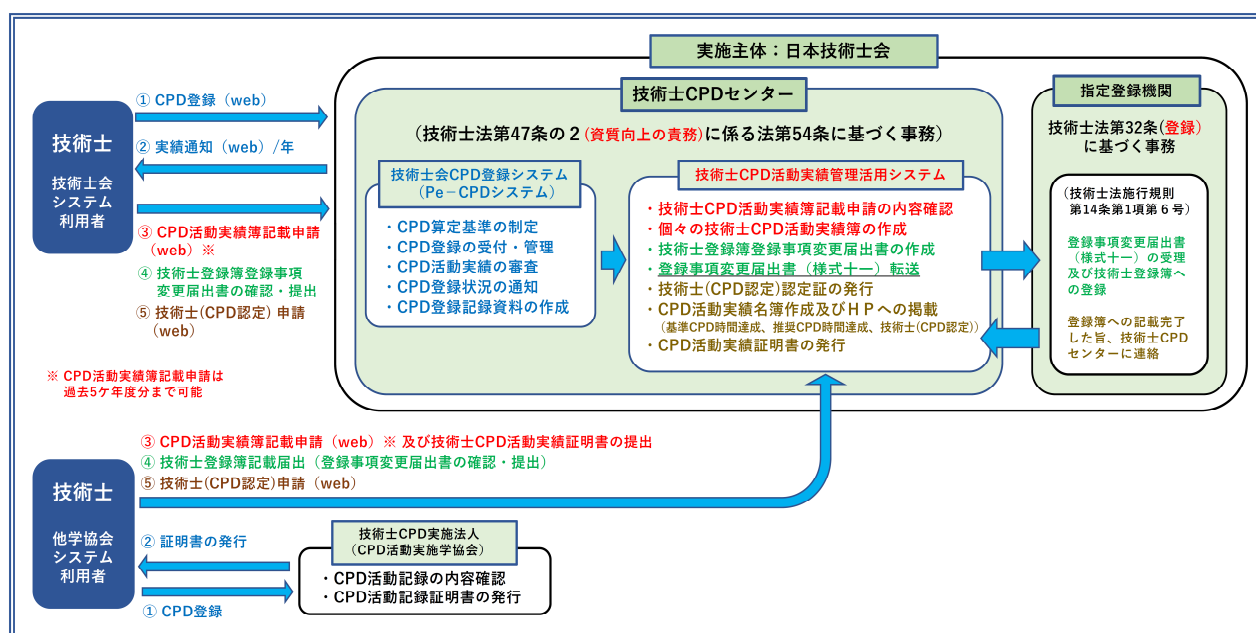
II. 技術士CPD活動実績の管理及び活用の仕組み

1. 技術士CPD活動実績管理活用システムの構築

日本技術士会は、Pe-CPDシステムに加えて、技術士CPD活動実績簿への記載申請の内容確認、個々の技術士のCPD活動実績簿の作成、技術士登録簿の登録事項変更届出書の作成・指定登録機関への転送、CPD活動実績名簿の作成及びCPDホームページ掲載、技術士（CPD認定）認定証の発行及び技術士CPD活動実績証明書の発行等を行うため技術士CPD活動実績管理活用システムを構築する。（図-2）

（図-2）

技術士CPD活動実績の管理及び活用の仕組み



2. 技術士CPD活動実績簿への記載申請

(1) 日本技術士会のCPD登録システム利用者

技術士CPDセンターは、日本技術士会のCPD登録システムであるPe-CPDシステムを使用してCPD登録を行っている技術士に対して、毎年度末にCPD活動実績を通知する。技術士CPD活動実績簿にCPD活動実績の記載を希望する技術士は、日本技術士会のホームページから「技術士CPD活動実績管理活用システム」を利用してCPD活動実績の記載申請を行う。（但し、2021年度までの実績を申請する場合は技術者倫理の実績を求めない。）その際、技術士法施行規則第14条第1項第6号の規定に定められた技術士登録簿の資質向上の取組状況欄へのCPD活動実績の記載を希望するかどうかについて、及び技術士登録簿の資質向上の取組状況欄に記載されたCPD活動が技術士CPDガイドラインに定める基準CPD時間又は推奨CPD時間を達成している場合は、日本技術士会ホームページにおいて名簿の公表を希望するかどうかについて問われるので、希望する場合は必ずチェックを入れる。申請は過去5ヶ年度分まで可能で、原則として1年度に1回とす

る。(やむを得ず1年度で申請が2回以上となる場合も、申請は可能である。)申請手数料は本マニュアル16ページの(表-15)を参照。受付は随時行う。

なお、複数の技術部門保有者について、それぞれの部門ごとにはCPD活動実績を求めない。

(表-4)

様式1

技術士 CPD 活動実績記載申請(WEB) (例)

技術士の資質向上の責務(技術士法第47条の2)として、CPD(継続研さん)活動を実施したので、日本技術士会の技術士CPD活動実績簿に記載を申請します。

(フリガナ) 氏名	(男・女)
登録番号	第 号
技術部門	部門
選択科目	

年度別 CPD 活動実績

年度	2018	2019	2020	2021	2022
CPD 時間					
(うち技術者倫理)					

(下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れること)

- 技術士法施行規則第14条第1項第6号の規定に定められた技術士登録簿の資質向上の取組状況欄にCPD活動実績の記載を希望します。
- 技術士登録簿の資質向上の取組状況欄に記載されたCPD活動実績が技術士CPDガイドラインに定める基準CPD時間又は推奨CPD時間を達成している場合は、日本技術士会ホームページにおいて名簿の公表を希望します。

年 月 日

公益社団法人日本技術士会会長 ■■■■■ 殿

氏名

(2) 他学協会のCPD登録システム利用者

日本技術士会以外のCPD登録関係学協会である「技術士CPD実施法人」にCPD登録を行っている技術士が、技術士CPD活動実績簿にCPD活動実績の記載を希望する場合は、日本技術士会のホームページから「技術士CPD活動実績管理活用システム」を利用してCPD活動実績の記載申請を行う。(但し、2021年度までの実績を申請する場合は技術者倫理の実績を求めない。)また、技術士CPD実施法人が発行するCPD活動記録が確認できる証明書の添付が必要である。

その際、技術士法施行規則第 14 条第 1 項第 6 号の規定に定められた技術士登録簿の資質向上の取組状況欄へのCPD活動実績の記載を希望するかどうか、また、技術士登録簿の資質向上の取組状況欄に記載されたCPD活動が技術士CPDガイドラインに定める基準CPD時間又は推奨CPD時間を達成している場合は、日本技術士会ホームページにおいて名簿の公表を希望するかどうか問われるので、希望する場合は必ずチェックを入れる。申請は過去 5 ケ年度分まで可能で、原則として 1 年度に 1 回とする。（やむを得ず 1 年度で申請が 2 回以上となる場合も、申請は可能である。）申請手数料は本マニュアル 16 ページの（表-15）を参照。受付は随時行う。

なお、複数の技術部門保有者について、それぞれの部門ごとにはCPD活動実績を求めない。また、同一年度に複数の技術士CPD実施法人が発行するCPD活動実績証明書のCPD活動実績の合算は認められない。

(表-5)

様式 2

技術士 CPD 活動実績記載申請(WEB) (例)

技術士の資質向上の責務（技術士法第 47 条の 2）として、CPD（継続研さん）活動を実施したので、必要な書類を添えて、日本技術士会の技術士 CPD 活動実績簿に記載を申請します。

(フリガナ) 氏 名	(男・女)
登録番号	第 号
技術部門	部門
選択科目	

年度別 CPD 活動実績

年度	2018	2019	2020	2021	2022
CPD 時間					
(うち技術者倫理)					

(下記事項に該当する場合は、□にチェックを入れること)

- 技術士法施行規則第 14 条第 1 項第 6 号の規定に定められた技術士登録簿の資質向上の取組状況欄に CPD 活動実績の記載を希望します。
- 技術士登録簿の資質向上の取組状況欄に記載された CPD 活動実績が技術士 CPD ガイドラインに定める基準 CPD 時間又は推奨 CPD 時間を達成している場合は、日本技術士会ホームページにおいて名簿の公表を希望します。

年 月 日

公益社団法人日本技術士会会長 ■■■■■ 殿

氏名

3. 技術士CPD活動実績簿の作成

日本技術士会は、受理した年度毎の技術士CPD活動実績を確認し、記入されたCPD活動データを基本に、個人情報保護法等関連する法令を遵守し技術士登録簿と照合して個々の技術士の「技術士CPD活動実績簿」を作成する。技術士CPD活動実績簿には、2016年度を起点とした各年度の実績に加えて、内数として技術者倫理の実績欄を設ける。また、「基準CPD時間」を達成している場合は○印、「推奨CPD時間」を達成している場合は◎印を付ける等区分する欄を設ける。さらに、II.1.(5)で定める「技術士（CPD認定）」の欄を設ける。（表－6）CPD活動実績簿に記載されたCPD活動データは、技術士登録簿に設けられた「資質向上の取組状況」欄に登録されるとともに、登録されたデータは、前年度に「基準CPD時間」及び「推奨CPD時間」を達成した技術士をホームページで公表する際に必要な技術士CPD活動実績名簿を作成する際のデータベースとして利用される。

（表－6） 技術士 CPD 活動実績簿（例）

氏名	カナ氏名	登録番号	技術部門	選択科目	CPD 時間の実績 (H/年度)								技術士 (CPD 認定)		
					16	17	18	19	20	21	22	認定日	有効期限	更新回数	
					合計	40	45	55	60	57	60	52	23.4.20	28.4.19	0
					うち倫理	0	0	1	2	1	3	1			
						○	○	◎	◎	◎	◎	◎			

注) ○:基準 CPD 時間達成 ◎:推奨 CPD 時間達成

4. 技術士登録簿の登録事項変更届出書の提出

技術士登録簿の「資質向上の取組状況」欄（表－7）に技術士CPD活動実績を記載（登録事項の変更となる）するためには、指定登録機関（日本技術士会）に登録事項変更届出書（表－8）の提出が必要である。技術士CPD活動実績簿への記載申請を行うと、日本技術士会は登録簿への記載希望を確認して、所要事項が記入された登録事項変更届書をデータで送付する。申請者は内容を確認して、提出ボタンをクリックすれば、届出完了となる。技術士登録簿の「資質向上の取組状況」欄の記載内容は、過去最大5年度間の年度ごとのCPD時間合計及びその内数として一般共通資質の技術者倫理のCPD時間である。

（表－7） 技術士登録簿

登録番号	登録年月日	氏名	生年月日	第二次試験合格年月日	第二次試験の技術部門の名称	自ら業務を営むときの事務所		他に勤務するときの事務所		資質向上の取組状況	備考
						名称	所在地	名称	所在地		
										技術士 CPD 活動実績	

資質区分	CPD 時間/年度				
	2018	2019	2020	2021	2022
CPD 時間合計	55	60	57	60	52
(うち技術者倫理)	1	2	1	3	1

(表-8) 様式第十一 (第十七条関係)

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	登録証の訂正	備考
資質向上の取組状況 (技術士 CPD 実績)		2018 年度 ■CPD時間 (うち倫理 ■CPD時間) 2019 年度 ■CPD時間 (うち倫理 ■CPD時間) 2020 年度 ■CPD時間 (うち倫理 ■CPD時間) 2021 年度 ■CPD時間 (うち倫理 ■CPD時間) 2022 年度 ■CPD時間 (うち倫理 ■CPD時間)		無	

登録事項変更届出書

資格 技術士

住所

登録年月日

登録番号
(ふりがな)

氏名

連絡先
電話番号
E-mail :

年 月 日生

技術士法第 32 条第 1 項の登録事項の資質向上の取組状況に下記のとおり変更がありましたから、同法第 35 条第 1 項の規定により届け出ます。

5. 技術士 CPD 活動実績名簿の作成及び公表

日本技術士会は、一定以上の研さんを重ねている技術士の名簿をホームページに掲載するため、技術士登録簿に基準CPD時間である年間 20 CPD時間以上 50 CPD時間未満のCPD実績の記載がある者、及び、推奨CPD時間である年間 50 CPD時間以上 (うち技術者倫理 1 CPD時間以上) のCPD実績の記載がある者の 2 種類の技術士CPD活動実績名簿を作成する。名簿は各技術士が技術士CPD活動実績の申請時に公表を希望していることを確認して、ホームページにCPD活動実績名簿を掲載する。(表-9) 掲載するCPD活動実績は前年度の実績とする。

(表-9) 2023 年度技術士 CPD 活動実績簿 (例)

【 推奨(又は基準)CPD 時間達成者 (2022 年度実績) 】 【氏名五十音順】

氏名	カナ氏名	登録番号	技術部門	選択科目

6. 技術士（CPD認定）の認定

技術士の社会的な信用度を高め活用を促進するため、技術士登録簿に長期間連続して一定以上のCPD実績が認められる技術士に「技術士（CPD認定）」の認定証を発行し、名簿をホームページに掲載する。（表－10）

（表－10） 技術士（CPD認定）名簿（例） 2022.7

氏名	カナ氏名	登録番号	技術部門	選択科目	技術士（CPD認定）		
					認定日	有効期限	更新回数

認定を申請するための要件は次のとおりである。

- ① 申請前の過去5年度間で250CPD時間の実績（うち5CPD時間以上の技術者倫理の実績）

かつ

- ② 前述の5年度間においては各年度最低20CPD時間の実績（但し、2023年度末までにその前年度以前の実績で申請する場合は、移行措置として直近の過去2年度間連続して推奨CPD時間を達成している実績により同様の措置を講じる。また、2021年度以前の実績で申請する場合は技術者倫理の実績を要件としない。）

「技術士（CPD認定）」の有効期間は認定日から5年間とする。その期間中、名簿をホームページに掲載するとともに、「技術士（CPD認定）」の名刺等への標記及び日本技術士会が定めるロゴマークの使用を認める。

認定証を交付された技術士は、有効期間中は毎年度基準CPD時間である20CPD時間以上の実績の記載申請が必要である。年度の第2四半期（9月末まで）を経過して、前年度のCPD実績が基準CPD時間に達していない場合は、ホームページに掲載される名簿から表示を取り消す事とする。

更新を申請するための要件は次のとおりである。

- ① 申請前の過去5年度間で250CPD時間の実績（うち5CPD時間以上の技術者倫理の実績）

かつ

- ② 前述の5年度間においては各年度最低20CPD時間の実績

更新要件が認められた場合は、更新回数を付した新たな技術士（CPD認定）認定証を交付する。認定はホームページで受け付ける。（表－11）（手数料は別途定める。）

(表-11)

様式3

公益社団法人 日本技術士会 会長 殿

技術士（CPD 認定）認定申請書

技術士登録番号：

氏 名：

下表に記載の通り、技術士（CPD 認定）の要件を満足する技術士 CPD 活動実績について、技術士 CPD 活動実績簿への記載申請及び技術士登録簿への登録事項変更届出を実施済みですので、確認の上、技術士（CPD 認定）の認定をお願いします。

【技術士 CPD 活動実績】

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
CPD 時間					
(うち技術者倫理)					

技術士（CPD 認定）名簿への氏名等の掲載について（どちらかに☑）

- 所定の技術士CPD活動実績の確認がなされた場合は、日本技術士会のホームページにおける技術士（CPD認定）名簿において氏名等の掲載を希望します。
- 日本技術士会のホームページでの技術士（CPD認定）名簿への氏名等の掲載を希望しません。

《添付資料》

1. 所定の技術士（CPD 認定）認定申請手数料の払込証憑

7. 技術士CPD活動実績証明書の発行

日本技術士会はCPD活動の実績の活用に資するため、技術士から申し出があれば技術士登録簿に年度毎に記載された技術士活動実績を証明する技術士CPD活動実績証明書を発行する。（表-12）（表-13）（手数料は別途定める。）

(表-12)

様式 4

技術士 CPD 活動実績証明書 (例)

氏 名	■■■■
登録番号	第 ■■■■■■■■ 号
技術部門	■■ 部門
対象期間	2022 年 4 月 ~ 2023 年 3 月
合計 CPD 時間	■■■ CPD 時間

年度別 CPD 活動実績

年度	2022
CPD 時間	
(うち技術者倫理)	

あなたの CPD 活動の実績については、上記のとおり技術士登録簿に記載されていることを証明します。

■■■年■■■月■■■日

公益社団法人日本技術士会 会長 ■■■■■

(表-13)

様式 5

技術士 CPD 活動実績証明書 (例)

氏 名	■■■■
登録番号	第 ■■■■■■■■ 号
技術部門	■■ 部門
対象期間	2018 年 4 月 ~ 2023 年 3 月
合計 CPD 時間	5 年間 ■■■ CPD 時間

年度別 CPD 活動実績

年度	2018	2019	2020	2021	2022
CPD 時間					
(うち技術者倫理)					

あなたの CPD 活動の実績については、上記のとおり技術士登録簿に記載されていることを証明します。

■■■年■■■月■■■日

公益社団法人日本技術士会 会長 ■■■■■

また、証明書の用途に応じて、年度と異なる特定の期間の証明書が必要な場合は、技術士会登録システムに登録された実績について、技術士CPD登録証明書（従来版）（表-14）を発行することができる。手数料は技術士CPD活動実績証明書と同額である。

(表-14) 様式 6

技術士 CPD 登録証明書 (例)

氏 名	■■■■
登録番号	第 ■■■■■■■■ 号
技術部門	■■ 部門
対象期間	2022 年 4 月 ~ 2023 年 3 月
合計 CPD 時間	■■■ CPD 時間

あなたの CPD 活動の実績については、上記のとおり本会に登録されていることを証明します。

■■年■■月■■日

公益社団法人日本技術士会 会長 ■■■■

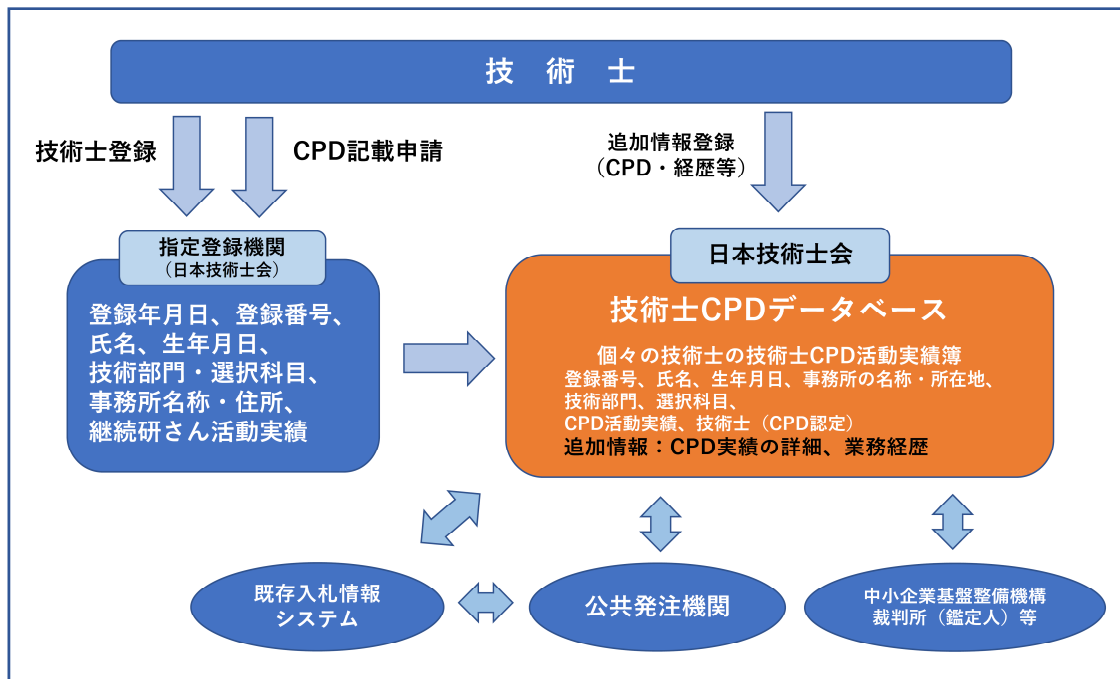
Ⅲ. 技術士CPD活動に対する多様な研修の支援

日本技術士会は、技術士CPD活動に対する多様な研修の支援として、個々の技術士が活動する地域によってCPD活動に要する労力、コストなどに顕著な格差を生じさせないようにするため、全ての技術士が利用できるeラーニングの受講システムを構築する。また、研修委員会及びCPD支援委員会は、技術士CPD行事を主催する各部会等の協力を得てeラーニングのプログラムの充実を図る。特に、推奨CPD時間において年間1時間以上の技術者倫理に関する研さんを必須としたことに伴い、全ての技術士が容易に技術者倫理に取り組めるように倫理委員会の協力を得て技術者倫理に関するプログラムを作成してeラーニングで提供する。

IV. 技術士CPDデータベースの構築と活用

日本技術士会は、技術士資格の更なる活用を推進するため、個々の技術士の技術士CPD活動実績簿（氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地、技術部門、選択科目、CPD活動実績、技術士（CPD認定）の有無）に、本人の希望によりCPD実績の詳細、業務経験等の追加情報を加えたデータベースを構築し、公共発注機関の確認の用に供するとともに、既存の入札情報システムとの連携、中小企業基盤整備機構、消費者庁、裁判所等の利用を検討する。（図－3）

（図－3） 技術士CPDデータベースの構築（案）



V. 日本技術士会の技術士CPD（継続研鑽）ガイドライン第3版の取り扱い

1. 技術士CPDの登録及び証明書の発行

日本技術士会のPe-CPDシステムを使って2022年3月末までに実施したCPD活動については、日本技術士会の技術士CPD（継続研鑽）ガイドライン第3版（平成29年4月）の（表－2）CPDの実施形態と時間重み係数（CPDWF）及びCPD時間の関係に基づいて算定する。また、証明書の発行も現行通り行う。但し、非会員のWEB登録に当たっては、新たな料金を定めて適用する。

2. 技術士CPD認定会員制度

現行のCPD認定会員制度は、その有効期間中は現在の扱いと同様とする。但し、新たに「技術士（CPD認定）」制度が発足することから、新制度開始時をもって受付を終了する。

VI. CPD登録・証明書等の手数料及び送付先

1. 手数料

日本技術士会へのPe-CPDシステムへの登録、技術士CPD実績簿への記載申請（技術士登録簿の登録事項変更届出を含む）、技術士（CPD認定）の認定の申請、及びCPD活動実績証明書の申請に係る手数料は（表-15）のとおりとする。

（表-15） CPD登録・証明書等の手数料

CPD登録団体 【日本技術士会の入会区分】		Pe-CPD CPD登録	CPD実績簿 記載申請	登録事項 変更届出	技術士 (CPD認定) 申請	技術士CPD 活動実績 証明書
日本技術士会 Pe-CPD登録	【会員】	無料	無料※	無料	3,000円	1,000円
	【非会員】	2,000円/年度	2,000円※	無料	5,000円	5,000円
他の学協会で CPD登録	【会員】	—	無料※	無料	3,000円	1,000円
	【非会員】	—	2,000円※	無料	5,000円	5,000円

※ 同一年度内における2回目以降のCPD実績簿記載申請は、手数料を1,000円とする。

2. 手数料の払込み証明書類の提出

技術士CPD登録・証明書等の手数料は、必要金額を下記「手数料の振込先（郵便振替口座又は銀行振込口座）」へ振込み、その振込み控え又は写しを提出する必要がある。

[1] Pe-CPD登録（非会員）の手数料

振込み控え又は写しを下記「送付先/問合せ先」あてに送付する

[2] CPD実績簿記載申請/技術士（CPD認定）申請/技術士活動実績証明書

振込み控えの写しをPDFや画像ファイルとし、「技術士CPD活動実績管理活用システム」の申請画面に添付する。

手数料の振込先

郵便振替口座	銀行振込口座
口座番号：00130-5-581901 口座名義：CPD 日本技術士会	みずほ銀行 神谷町支店（普通） 口座番号：1371616 口座名義：（社）日本技術士会

送付先/問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館

公益社団法人日本技術士会 技術士CPDセンター

電話：03-3459-1331

e-mail：cpd-shinsa@engineer.or.jp

附記

1. 技術士CPD管理運営マニュアルは、大臣通知に基づき 2021 年 5 月 27 日に分科会に報告したのもをもってVer.1.0 とする。また、日本技術士会は、社会経済状況等に応じ、技術士CPD管理運営マニュアルを改訂する必要があるときは、適宜改訂するとともに、必要に応じて分科会に報告するものとする。
2. 技術士法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 8 日文部科学省令第 43 号）が公布されたことに伴い、2021 年 9 月 8 日付で技術士CPD管理運営マニュアルVer.1.0 を改訂し技術士CPD管理運営マニュアルVer.1.1 とする。
3. 2022 年 4 月 20 日付で技術士CPD管理運営マニュアルVer.1.1 を改訂し技術士CPD管理運営マニュアルVer.1.2 とする。
4. 2023 年 5 月 10 日付で技術士CPD管理運営マニュアルVer.1.2 を改訂し技術士CPD管理運営マニュアルVer.1.3 とする。